

総務省における公共施設等総合管理計画の策定推進 及びPPP/PFIの取組について

平成26年11月4日
高市議員提出資料

公共施設等総合管理計画の策定促進

背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。

「公共施設等総合管理計画」の策定 （平成26年4月22日総務大臣通知により策定要請）

<公共施設等総合管理計画の内容>

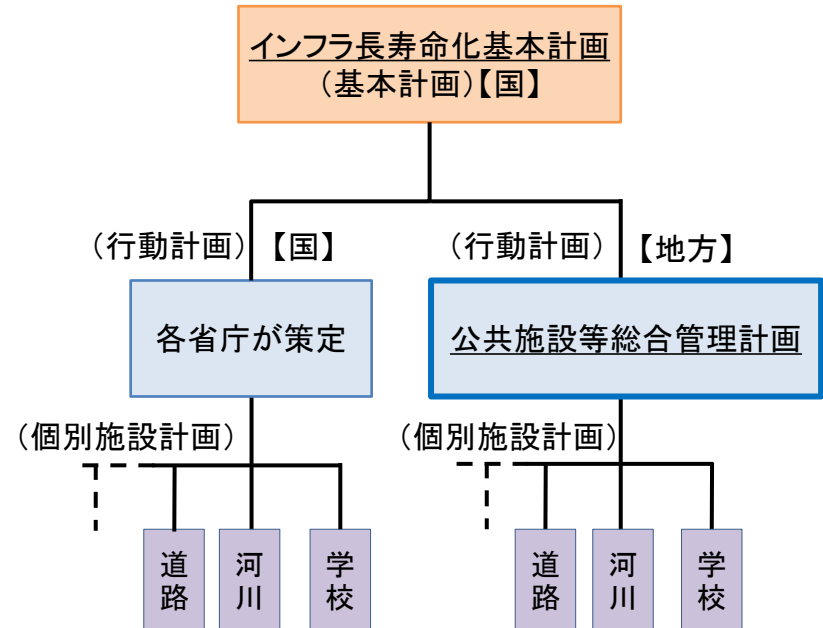
1. 所有施設等の現状

- ・公共施設等の現況及び将来の見通し
- ・総人口や年代別人口についての今後の見通し
- ・公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

2. 施設全体の管理に関する基本的な方針

- ・計画期間：10年以上とする。
- ・全ての公共施設等を対象に、情報を管理・集約部署を定めるなどして作成することが望ましい。
- ・現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を記載。
- ・計画の進捗状況等に応じ、順次計画をバージョンアップする。今後は、管理に関する基礎情報として固定資産台帳を活用することが望ましい。

インフラ長寿命化計画の体系



財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置を実現するとともに、更新時等における民間事業者の参入促進や国土強靱化の推進を図る。

公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージ

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策の推進
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

公共施設等総合管理計画の策定に係る支援等

総務省による計画策定支援

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針を発出するとともに、計画策定に要する経費に係る特別交付税措置、計画に基づく公共施設等の除却に係る地方債の特例措置、地方公共団体の担当者向けの説明会等の実施等により計画策定を支援。

取組の具体的内容

(1) 地方財政措置

- ・計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置(措置率 1/2)
- ・計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(平成26年3月20日地方財政法改正済)
 - 【特例期間】平成26年度以降当分の間、地方債の充当率75%(資金手当)
 - 【地方債計画計上額】300億円(一般単独事業(一般)の内数)

(2) その他の策定支援措置

- ・「公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針」を発出し、地方公共団体に対し、計画策定に当たっての留意事項等を通知(平成26年4月22日付財務調査課長通知)
- ・総務省において開催した説明会やブロック会議等のほか、各地に職員を派遣して、地方公共団体向けの説明会等を実施(今年度に入り計60回以上開催)
- ・都道府県(市町村担当課を含む。)及び指定都市を対象としたヒアリングを行い、計画の策定状況や計画策定にあたっての課題等についてフォローアップを実施(平成26年10月)。

(3) 計画策定状況

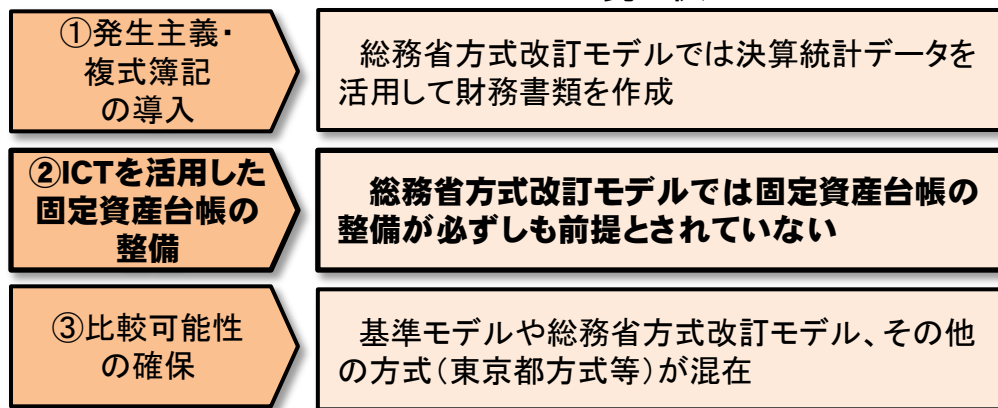
平成26年10月1日現在、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.7%の団体において、公共施設等総合管理計画を策定予定。

都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても98.0%の団体において、平成28年度までに、公共施設等総合管理計画の策定が完了する予定。

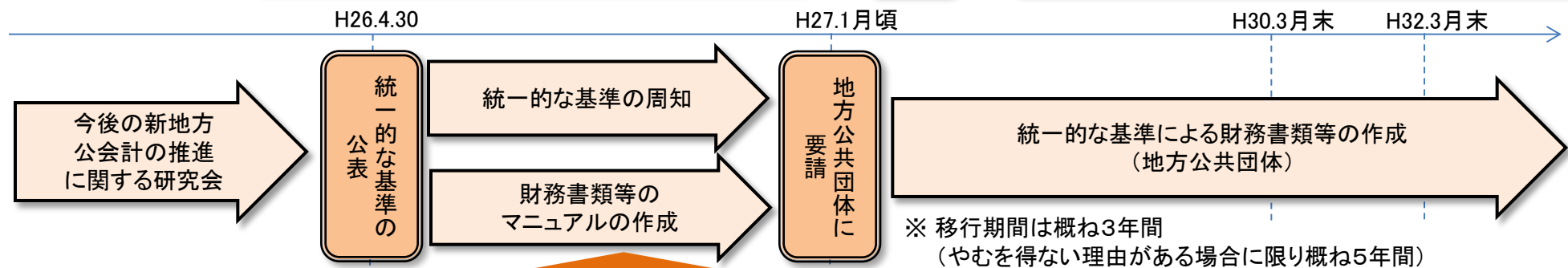
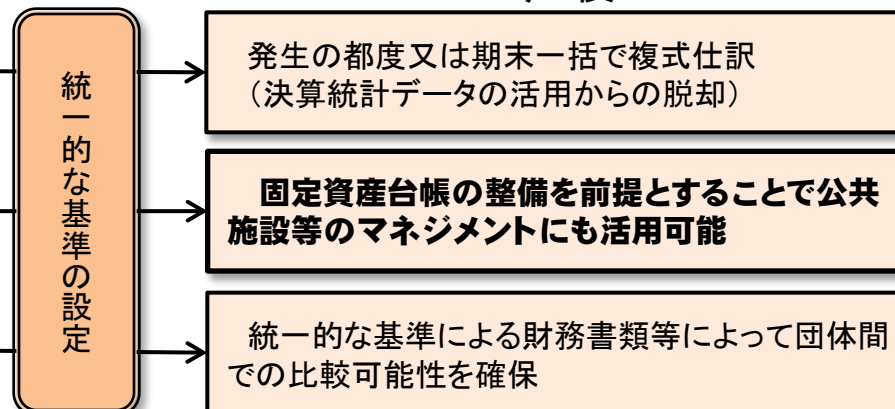
固定資産台帳を含む地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②**固定資産台帳の整備**、③比較可能性の確保を促進する。

現 状



今 後



- マニュアルのうち固定資産台帳の整備等に係る部分はH26.9月末に取りまとめ
- 固定資産台帳の整備等に要する経費は特別交付税措置で支援(H26～29年度)

今後の主な課題と方向性

- 活用の充実** 行政評価や予算編成等への活用の充実が必要 → 具体的な活用事例等に関する資料を作成して財務書類等の活用を促進
- 人材の育成** 会計処理体制の充実・強化を図るための人材育成が必要 → 各種研修会を開催(今年度に入り計50回以上開催済み)
- システムの整備** 統一的な基準の導入に当たってシステムの整備等が必要 → ICTを活用した標準的なシステムを開発し、提供

PPP/PFIの導入促進

- 厳しい財政制約の中で公共施設の老朽化が進む現状を踏まえると、PPP/PFIによる民間の資金やノウハウの活用は重要。
- 「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（平^{25.6.6}民間資金等活用事業推進会議決定）及び「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」（平^{26.6.16}民間資金等活用事業推進会議決定）の取り組みの推進に努める。

1 地方公共団体への周知

地方公共団体に対し、PFI事業の円滑な実施の促進のため、公共施設等運営権制度と指定管理者制度との適用関係、公共施設等運営権設定後の公営企業の取扱等についての通知を発出（平成26年6月30日）。

2 公共施設等総合管理計画の策定推進

- ・ 各地方公共団体に対して、大臣通知により、公共施設等総合管理計画の策定を要請するとともに、計画策定にあたっての指針を発出（平成26年4月22日）。説明会の実施等により、地方公共団体における検討を支援。
- ・ 計画策定にあたっての指針や説明会等において、計画を実行する上でPPP/PFIは有効な手段であることから計画の策定に際してPPP/PFIの積極的な活用を検討するよう言及し、PPP/PFIの積極的な活用の検討を促している。

3 地方公会計・公営企業会計の整備

- ・ 「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を開催し、事業や公共施設等のマネジメントにも資する固定資産台帳整備の手引きを含め、統一的な基準による財務書類等を作成するためのマニュアルを作成中。また、「地方公営企業法の適用に関する実務研究会」において、地方公営企業法の財務規定等の適用に関する実務的な取扱いについて検討中であり、マニュアルを改訂予定。
- ・ 固定資産台帳を含む地方公会計や公営企業会計の整備推進等を通じ、民間事業者によるPPP/PFI事業への参入を促進。